

壁面の位置の制限について（狭山ヶ丘駅東口地区）

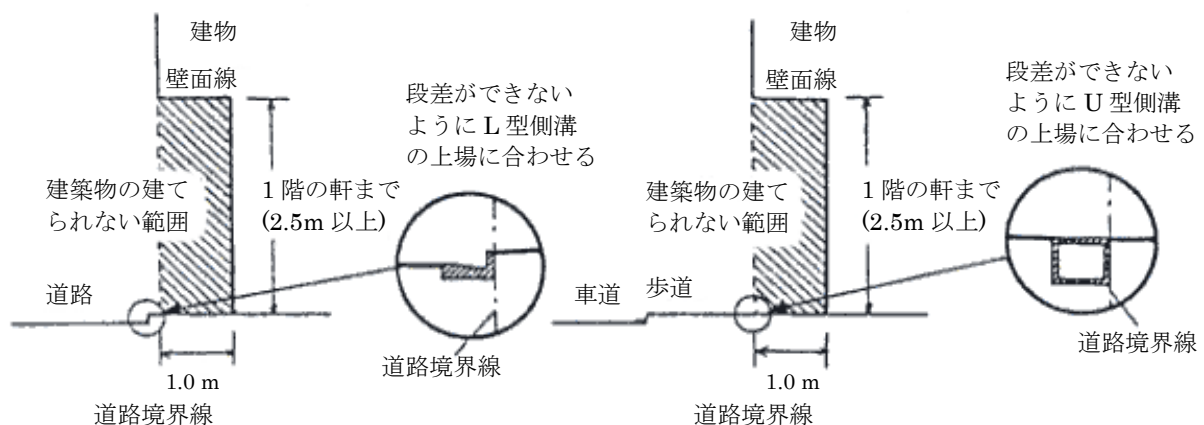
制限内容

A 地区

駅前広場及び都市計画道路狭山ヶ丘駅東線に面する敷地の建築物の1階部分については、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1 m以上とする。

A 地区（近隣商業地域）は、今後地域の中心として商業・業務施設の誘導、発展が見込まれ、歩行者及び交通車両の増加が予想されます。

そこで、これらの円滑な処理と、安全で快適な商業・業務空間及び歩行空間の形成のために、駅前広場及び都市計画道路に面する部分については、建築物の壁面の位置の制限を定めます。



○ その他壁面の位置の制限に伴う制限項目

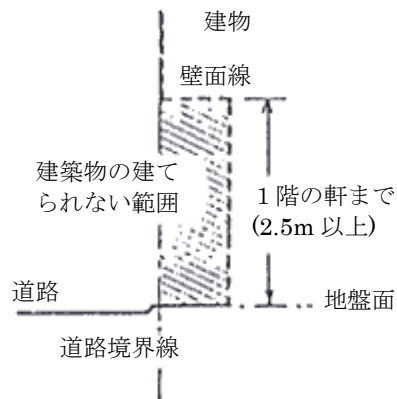
建築物の壁面の位置の制限は、歩行者及び車両交通の円滑な処理と、地域の中心にふさわしい安全で快適な買い物空間及び歩行者空間の形成を目的として行うものです。

そのため、前述の「壁面の位置の制限」の指定を受けたところについては、歩行を妨げる行為についても制限するものとします。（後述●の場所）

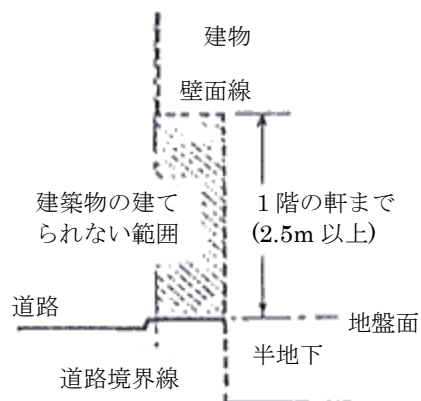
◎ 建築物の1階部分が壁面の位置の制限を受ける場合

※ 1階部分のみのセットバックの場合

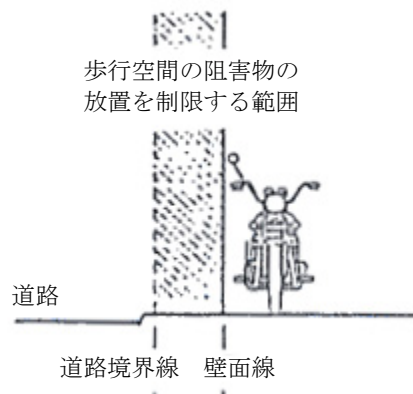
地盤面から1階の軒までの高さは、2.5m以上とする。



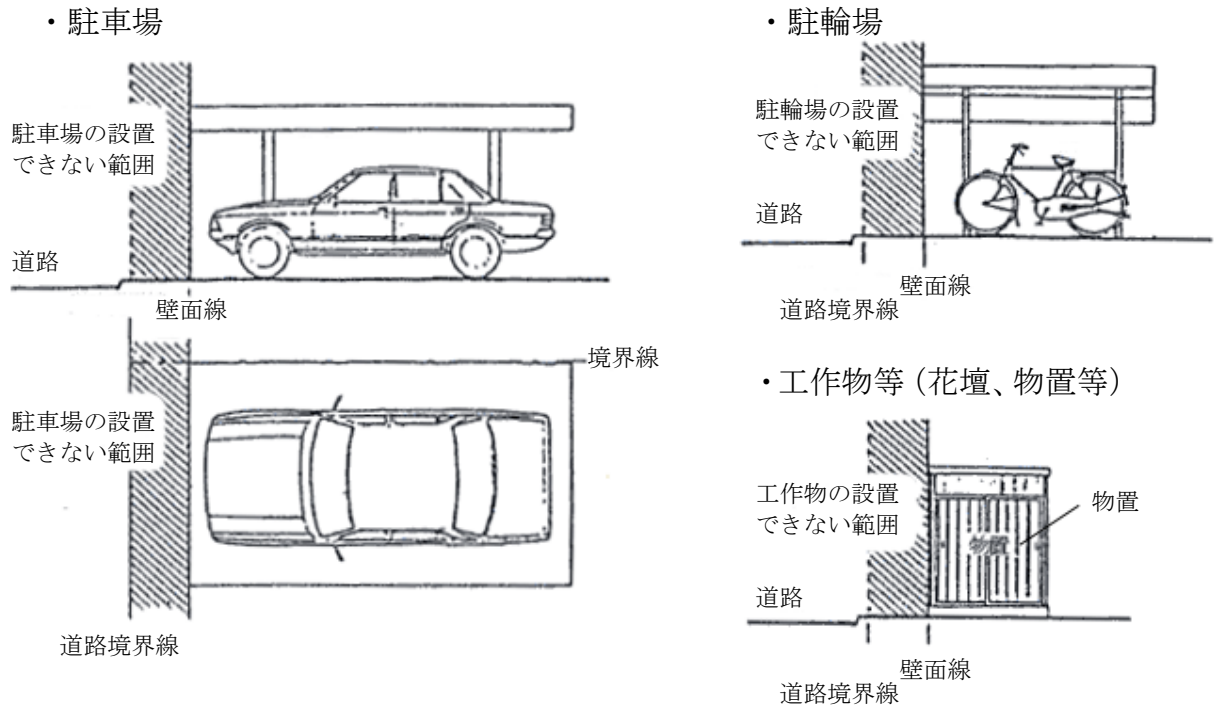
※ なお、半地下を設けた場合であっても、地盤面から1階の軒までの高さは、2.5m以上とする。



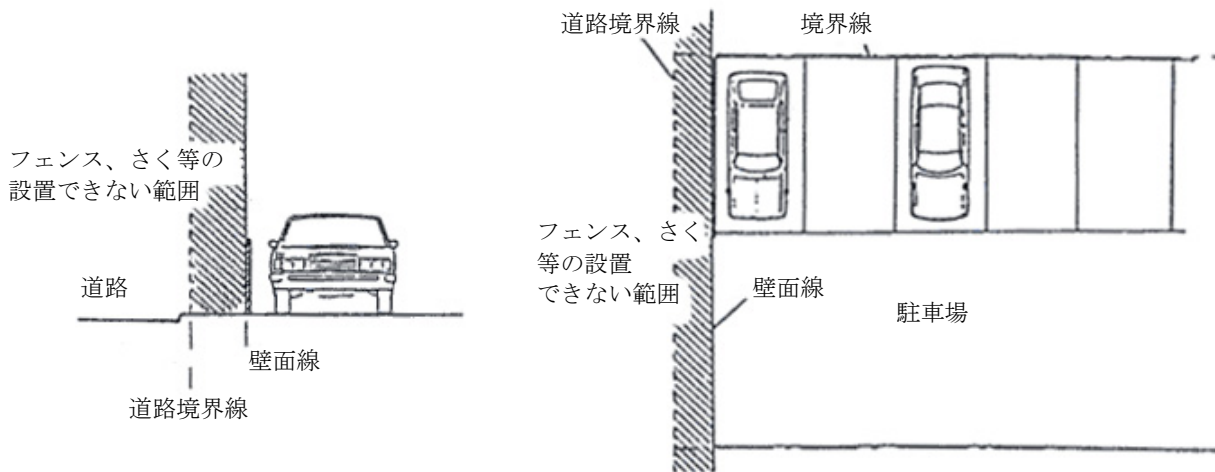
◎ 壁面線と道路境界の間の空間における歩行者空間の障害物の放置（キャスター付き看板、販売用ワゴン、自転車、オートバイ、自動車等）の放置についても、地区計画の主旨をご理解の上、放置しないよう努めること。



- 建築物に付属する駐車場（屋根の有無に関わらず）、駐輪場（屋根の有無に関わらず）、工作物（ゴミ置場、花壇、物置等）、垣又はさく（生垣、フェンス等）、自動販売機等の設置



- 屋外に専用駐車場及び駐輪場を造る場合のフェンス、さく等の設置



※以上に示した行為を行おうとした場合についても、届出が必要です。